

【資産割の廃止とそれに伴う税率変更】

資産割を廃止する主な理由

- ・利益を生まない居住用資産にも課税されていること
- ・持ち家の所得のない方や年金所得だけの方にも課税され、低所得者層の負担になっていること
- ・後期高齢者医療制度など他の健康保険で資産に応じて課税する制度はなく不均衡感があること
- ・町外に所有している資産には賦課できないこと
- ・鳥取県において、県内統一した算定方法とすることを目標としており、既に県内市町村の過半数が3方式を取り入れていること

上記の理由による資産割の廃止に伴い、保険税減少分を所得割に配分しました。

この見直しにより、所得が変わらない場合でも、保険税が増減する場合があります。加入者の皆様が安心して医療を受けられるよう、ご理解を宜しくお願いします。

(1) 医療給付費分 (所得割：0.78%増、資産割：22.5%減、均等割：500 円増、平等割：1,200 円減)

区分	令和6年度	令和7年度	計算方法
所得割	6.20%	6.98%	国保加入者の基準総所得(※1) × 税率
資産割	22.50%	廃止	—
均等割	18,900円	19,400円	国保加入者数 × 税額
平等割	14,000円	12,800円	1世帯につき × 税額

(2) 後期高齢者支援金分 (所得割：0.02%増、資産割：10.00%減、均等割：800 円減、平等割：700 円減)

区分	令和6年度	令和7年度	計算方法
所得割	2.90%	2.92%	国保加入者の基準総所得(※1) × 税率
資産割	10.00%	廃止	—
均等割	9,000円	8,200円	国保加入者数 × 税額
平等割	6,000円	5,300円	1世帯につき × 税額

(3) 介護納付金分 (所得割：0.76%増、資産割：10.00%減、均等割：増減なし、平等割：1,700 円減)

区分	令和6年度	令和7年度	計算方法
所得割	2.50%	3.26%	2号被保険者(※2)の基準総所得(※1) × 税率
資産割	10.00%	廃止	—
均等割	8,200円	8,200円	国保加入者数 × 税額
平等割	5,600円	3,900円	1世帯につき × 税額

※1 基準総所得額 = 前年の総所得額 - 基礎控除43万円(令和6年度)

※2 2号被保険者(介護納付金分対象者)は40歳から64歳までの国保加入者

■賦課額は医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分ごとに算出し、その合計額が税額になります。

【問い合わせ先】住民課 ☎0859-72-0333